

**「電話 de 詐欺被害防止・家族の絆啓発」
業務委託 企画提案（プロポーザル）募集要項**

1 目的

「電話 de 詐欺被害防止・家族の絆啓発」業務委託に係るプロポーザルの参加について、必要な事項を定める。

2 プロポーザルに付する事項

(1) 委託業務名

「電話 de 詐欺被害防止・家族の絆啓発」業務委託

(2) 委託業務の内容

『「電話 de 詐欺被害防止・家族の絆啓発」業務委託 仕様書』のとおり。

3 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 本プロポーザルを審査する委員会の委員でないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属する者ではないこと。

4 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、企画提案書（様式第1号～第6号）を「11 問合せ先」へ提出しなければならない。

(1) 企画提案書の構成

- ア 企画提案応募書（様式第1号）
- イ 企画提案書（様式第2号）
- ウ 業務スケジュール（様式第3号）
- エ 経費見積書（様式第4号）
- オ 会社（団体）概要（様式第5号）
- カ 業務実施体制（様式第6号）

- (2) 提出部数 正本1部、副本9部（コピー可）合計10部
- (3) 提出期限 令和5年5月1日（月）午後5時〔必着〕
- (4) 提出方法 持参又は郵送（FAX、メールでの提出は不可）
- (5) その他
 - ア 1団体につき1提案とする。
 - イ 提出後の差し替えは、受け付けない。

5 説明会

次の日程により説明会を開催する。

- (1) 日 時 令和5年3月22日（水）14時から
- (2) 会 場 千葉県庁 本庁舎3階 環境生活部会議室
- (3) 内 容 本実施要項及び業務委託仕様書に沿った説明及び質疑応答
- (4) その他
 - ア 説明会に出席を希望する者は、3月21日（火）17時までに、「説明会参加申込書」をメール又はFAXにて提出すること。
 - イ 会場の都合により、出席者は1団体2名以内とする。
 - ウ 説明会に出席しない場合でも、プロポーザルに参加できるものとする。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付方法
 - 本件に関する質問は、すべて質問書（様式第7号）により行うものとし、「12 問合せ先」にメール又はFAXにて提出すること。なお、FAX送付の場合は電話にて受信確認を行うこと。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和5年4月10日（月）午後5時〔必着〕
- (3) 回 答
 - 質問のあった事項とそれに対する回答は、軽微なものを除き、県ホームページに掲載する。

7 企画提案書に関する事項

- (1) 記載事項
 - ア 表紙（企画提案応募書）
 - イ 企画提案
 - 本業務について工夫した点、アピールしたい点等があれば、その内容についても記載すること。
 - ウ 業務スケジュール及び体制
 - エ 見積書
 - 仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要なすべての費用を算定すること。見積書の項目（内訳）は、できるだけ詳細に分類して記載すること。
- (2) 注意事項
 - 副本については、提案者名、ロゴマーク、その他提案者の名称を識別できる文言等を表記しないこと。

8 審査・選考方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書一式は、下記審査基準に基づき、選考審査委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを経て審査を行い、最も優れた提案企業（団体）を委託先候補とする。なお、応募多数の場合、選考審査委員会の前に事務局による書類選考を行う場合がある。

選考審査委員会は、令和5年5月12日（金）に実施する予定。なお、詳細については、企画提案者に別途通知する。

(2) 審査基準

審査にあたっては、おおむね以下の審査基準により総合的に評価する。

審査項目	審査基準	配点	
企画提案内容	業務内容の理解	・業務の趣旨及び目的、仕様書の記載事項を理解した具体的な提案内容か。	30
	ラジオCM（2種類）の制作・放送	【制作】 ・県民が興味をひく内容か。 ・高齢者の子・孫世代に対し、「家族の絆」の重要性が伝わるか。 ・固定電話機対策の重要性が伝わり、対策機器のプレゼントを促進する内容となっているか。 ・構成は適切か。	30
		【放送】 ・聴取率の客観的なデータ等を参考の上、効果的な放送時期、時間帯等が提案されているか。 また、AM放送については、放送局も含め効果的な提案がされているか。	20
	テレビCM（1種類）の制作	・県民が興味をひく内容か。 ・固定電話機対策の重要性が伝わり、対策機器のプレゼントを促進する内容となっているか ・構成は適切か。	30
	チラシ・ポスター印刷用データの作成	・高齢者の子・孫世代の目に留まりやすいか。 ・固定電話機対策の重要性がわかりやすく説明されたうえ、高齢者への対策機器のプレゼントを促進する内容となっている（構成になっている）か。	20
	LINEスタンプの作成	・家族間の連絡を取り合うことを促進する内容となっているか。 ・県民の興味をひき、活用しやすいスタンプとなっているか。	20

	SNS広報用画像の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の目に留まりやすいか。 ・電話d e詐欺の手口を踏まえ、効果的な文言やイラストとなっているか。 	20
業務遂行能力	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に実施するための体制を有しているか。 ・業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。 	10
	類似業務の経験・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。 	10
経費の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費、算定基礎が明確に示されており、合理的な内容であるか。 ・費用対効果に十分配慮した経費となっているか。 	10
合 計			200

9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 本要項に適合しない書類を作成し、提出したとき。
- (4) 虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (6) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (7) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (8) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (9) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (10) 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められるとき。
- (11) 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備等により県が無効であると判断したとき。

10 委託契約

選考審査委員会において選定された参加者と事業実施に係る委託契約を締結する。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和6年2月29日(木)まで
- (2) 契約に当たっての主な留意事項
 - ア 契約に当たり、協議のうえ企画案の一部を変更する場合がある。
 - イ 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。

なお、契約保証金は免除する場合がある。

ウ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託については、高い事業効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。

(3) 委託金額

ア 委託金額は、8,811千円を上限とする。なお、この額には消費税及び地方消費税を含む。

イ 委託料には、事業終了後の実施状況報告書、完了報告書等の作成経費を含む。

ウ 委託料の支払いは、全ての業務の履行後とする。

1.1 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの選考の目的のみに使用し、提案者に無断で使用しない。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示される場合がある。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (5) 本業務に係る映像撮影及び図版等の使用に当たっては、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得ること。
- (6) 本契約により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.2 問合せ先

千葉県環境生活部 暮らし安全推進課 防犯対策推進室
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-2299
FAX 043-221-2969
メール anzen@mz.pref.chiba.lg.jp